

告 示

埼玉県告示第八百三十七号

測量計画機関である皆野町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

皆野町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）

三 作業地域

皆野町全域

四 作業期間

令和五年八月一日から令和六年二月二十六日まで